

令和 7 年

松戸市議会 6 月定例会議案

6 月 1 8 日提出

松 戸 市

目 次

議案第1号	専決処分の報告及び承認について (松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	1頁
議案第2号	専決処分の報告及び承認について (令和7年度松戸市一般会計補正予算(第1回))	8頁
議案第3号	専決処分の報告及び承認について (令和7年度松戸市一般会計補正予算(第2回))	25頁
議案第4号	令和7年度松戸市一般会計補正予算(第3回)	別冊
議案第5号	松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36頁
議案第6号	特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39頁
議案第7号	市長の給与の特例に関する条例の制定について	41頁
議案第8号	契約の変更について	43頁
議案第9号	監査委員の選任について	45頁
諮問第1号	下水道使用料賦課決定処分に対する審査請求に係る諮問について	47頁

議 案 第 1 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことに伴い、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率に係る二輪車の車両区分及び家屋に係る固定資産税の減額措置の申告に関する規定等を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（種別割の税率）</p> <p>第103条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第108条 （略）</p>	<p>（種別割の税率）</p> <p>第103条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第108条 （略）</p>

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第109条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第103条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第109条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項におい

て、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3・4 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2~21 (略)

22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)は、3分の2とする。

23 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)は、4分の3とする。

25・26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

て同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2~21 (略)

22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)は、3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)は、4分の3とする。

25・26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第32条 (略)
2～13 (略)

14・15 (略)

(都市計画税に係る法附則第15条第14項等の
条例で定める割合)

第50条 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第37項に規定する条例で定め
る割合(都市計画税に係る部分に限る。)は、3
分の2とする。

4 法附則第15条第42項に規定する条例で定め
る割合(都市計画税に係る部分に限る。)は、4
分の3とする。

第57条 法附則第15条第1項、第9項、第13
項から第17項まで、第19項、第20項、第2
4項、第27項、第31項から第34項まで、第
37項、第38項、第42項若しくは第45項、
第15条の2第2項、第15条の3又は第63条
の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とある
のは、「若しくは第33項又は附則第15条から
第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第32条 (略)
2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規
定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋
については、前項の申告書の提出がなかった場合
においても、マンションの管理の適正化の推進に
関する法律(平成12年法律第149号)第5条
の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法
附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に
法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類
の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附
則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当
すると認められるときは、前項の規定にかかわら
ず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 (略)

(都市計画税に係る法附則第15条第14項等の
条例で定める割合)

第50条 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第36項に規定する条例で定め
る割合(都市計画税に係る部分に限る。)は、3
分の2とする。

4 法附則第15条第41項に規定する条例で定め
る割合(都市計画税に係る部分に限る。)は、4
分の3とする。

第57条 法附則第15条第1項、第9項、第13
項から第17項まで、第19項、第20項、第2
4項、第27項、第31項から第33項まで、第
36項、第37項、第41項若しくは第44項、
第15条の2第2項、第15条の3又は第63条
の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とある
のは、「若しくは第33項又は附則第15条から
第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例(以下「新条例」という。)第103条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及び承認について

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第1回）については、松戸市長の退職申立に伴い市長選挙が執行されるとともに、同日に市議会議員補欠選挙が執行されることとなったため、直ちに市長選挙及び市議会議員補欠選挙費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

専 決 処 分 書

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第1回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月18日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

松戸市長の退職申立に伴い市長選挙が執行されるとともに、同日に市議会議員補欠選挙が執行されることとなったため、市長選挙及び市議会議員補欠選挙費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第1回）

令和7年度松戸市の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,212,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月18日

松戸市長 本郷谷 健 次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		3,126,218	232,767	3,358,985
	2. 基金繰入金	2,905,633	232,767	3,138,400
歳入合計		194,980,000	232,767	195,212,767

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		16,400,657	232,767	16,633,424
	4. 選挙費	345,947	232,767	578,714
歳出合計		194,980,000	232,767	195,212,767

令和 7 年度

松戸市一般会計補正予算（第 1 回）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	3,126,218	232,767	3,358,985
歳入合計	194,980,000	232,767	195,212,767

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	16,400,657	232,767	16,633,424
歳出合計	194,980,000	232,767	195,212,767

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			232,767
			232,767

2. 歳入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	2,000,000	232,767	2,232,767
計	2,905,633	232,767	3,138,400

(単位：千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
1 財政調整基金繰入金	232,767	○財政調整基金繰入金	2,000,000	232,767	2,232,767

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	0	232,767	232,767				232,767
計	345,947	232,767	578,714				232,767

(単位：千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
1 報酬	19,096	○市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	0	232,767	232,767
		投票関係業務	0	123,666	123,666
3 職員手当等	41,528	開票関係業務	0	6,903	6,903
		啓発等関係業務	0	5,324	5,324
		選挙公営業務	0	96,874	96,874
4 共済費	48				
7 報償費	220				
8 旅費	3,286				
10 需用費	39,173				
消耗品費	6,980				
燃料費	1,617				
食糧費	2,619				
印刷製本費	27,707				
修繕料	250				
11 役務費	36,940				
通信費	32,063				
広告料	148				
手数料	4,663				
筆耕翻訳料	66				
12 委託料	85,289				
13 使用料及び賃借料	7,187				

給 与 費

1. 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (4.60月分)
補正後	長 等	3		33,240	16,119
	議 員	44	313,927		138,387
	その他の特別職	2,522	260,229	18,240	8,846
	計	2,569	574,156	51,480	163,352
補正前	長 等	3		33,240	16,119
	議 員	44	313,927		138,387
	その他の特別職	2,177	252,811	18,240	8,846
	計	2,224	566,738	51,480	163,352
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	345	7,418	0	0
	計	345	7,418	0	0

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	2,881 (1,308)	2,814,991	12,056,074
補 正 前	2,881 (1,304)	2,803,313	12,056,074
比 較	0 (4)	11,678	0

職員数の () 内の数字は、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について

明 細 書

(単位：千円)

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
3,324	337	53,020	5,464	58,484	
		452,314	83,799	536,113	
1,824	131	289,270	4,887	294,157	
5,148	468	794,604	94,150	888,754	
3,324	337	53,020	5,464	58,484	
		452,314	83,799	536,113	
1,824	131	281,852	4,887	286,739	
5,148	468	787,186	94,150	881,336	
0	0	0	0	0	
		0	0	0	
0	0	7,418	0	7,418	
0	0	7,418	0	7,418	

(単位：千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
10,370,195	25,241,260	4,850,547	30,091,807	
10,328,667	25,188,054	4,850,499	30,038,553	
41,528	53,206	48	53,254	

外書きしたものである。

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,836	264,367	1,273,679
	補正前	390,836	264,367	1,273,679
	比 較	0	0	0
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	194,342	29,200	6,334
	補正前	194,342	29,200	5,410
	比 較	0	0	924

ア 一般職・再任用職員及び任期付短時間勤務職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	2,881 (330)		12,056,074
補 正 前	2,881 (330)		12,056,074
比 較	0 (0)		0

職員数の()内の数字は、任期付短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,836	264,367	1,273,679
	補正前	390,836	264,367	1,273,679
	比 較	0	0	0
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補正後	194,342	29,200	6,334
	補正前	194,342	29,200	5,410
	比 較	0	0	924

給与費明細書

初任給調整手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
2,226	219,141	245,818	66,814	1,145,604
2,226	219,141	245,818	66,814	1,105,000
0	0	0	0	40,604
期末手当	勤勉手当	特定任期付職員業績手当	義務教育等教員特別手当	退職手当
3,483,208	2,944,633	0	3,993	100,000
3,483,208	2,944,633	0	3,993	100,000
0	0	0	0	0

(単位：千円)

費		共済費	合計	備考
職員手当	計			
9,394,293	21,450,367	4,274,033	25,724,400	
9,352,765	21,408,839	4,274,033	25,682,872	
41,528	41,528	0	41,528	

初任給調整手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
2,226	219,141	245,818	66,814	1,145,604
2,226	219,141	245,818	66,814	1,105,000
0	0	0	0	40,604
期末手当	勤勉手当	特定任期付職員業績手当	義務教育等教員特別手当	退職手当
2,952,815	2,499,124	0	3,993	100,000
2,952,815	2,499,124	0	3,993	100,000
0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	0 (978)	2,814,991	
補 正 前	0 (974)	2,803,313	
比 較	0 (4)	11,678	

職員数の（ ）内の数字は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補 正 後	530,393	445,509
	補 正 前	530,393	445,509
	比 較	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職 員 手 当	41,528	その他の増減分	41,528

給与費明細書

(単位：千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
975,902	3,790,893	576,514	4,367,407	
975,902	3,779,215	576,466	4,355,681	
0	11,678	48	11,726	

備 考

議 案 第 3 号

専決処分の報告及び承認について

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第2回）については、直ちに定額減税補足給付金の不足額給付に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

専 決 処 分 書

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第2回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月20日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

定額減税補足給付金の不足額給付について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和7年度松戸市一般会計補正予算（第2回）

令和7年度松戸市の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,572,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月20日

松戸市長 本郷谷 健 次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		43,128,693	1,359,786	44,488,479
	2. 国庫補助金	6,219,502	1,359,786	7,579,288
歳入合計		195,212,767	1,359,786	196,572,553

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		97,532,547	1,359,786	98,892,333
	1. 社会福祉費	37,684,356	1,359,786	39,044,142
歳出合計		195,212,767	1,359,786	196,572,553

令和 7 年度

松戸市一般会計補正予算（第 2 回）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	43,128,693	1,359,786	44,488,479
歳入合計	195,212,767	1,359,786	196,572,553

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 民生費	97,532,547	1,359,786	98,892,333
歳出合計	195,212,767	1,359,786	196,572,553

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,359,786			0
1,359,786			0

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	2,097,036	1,359,786	3,456,822
計	6,219,502	1,359,786	7,579,288

(単位：千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
1 社会福祉費 補助金	1,359,786	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 基本額×10/10額	0	1,359,786	1,359,786

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 非課税世帯等臨時特別給付費	0	1,359,786	1,359,786	1,359,786 国庫補助金 1,359,786			0
計	37,684,356	1,359,786	39,044,142	1,359,786			0

(単位：千円)

節		説明	補正前の額	補正額	計
区分	金額				
10 需用費	1,409	○定額減税補足給付金事業	0	1,359,786	1,359,786
消耗品費	500				
光熱水費	909				
11 役務費	21,824				
通信費	17,105				
手数料	4,719				
12 委託料	135,364				
13 使用料及び賃借料	1,189				
18 負担金補助及び交付金	1,200,000				

議 案 第 5 号

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

公職選挙法施行令の改正に準じ、松戸市議会議員及び松戸市長の選挙におけ
る選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き
上げるため。

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年松戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 松戸市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p>	<p style="text-align: center;">（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 松戸市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p>
<p style="text-align: center;">（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 松戸市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を</p>	<p style="text-align: center;">（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 松戸市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>30円73銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を</p>

加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 第 6 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じ、投票管理者等の受ける報酬の額を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表3（第4条関係）		別表3（第4条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
選挙長	日額 <u>10,800円</u>	選挙長	日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	開票管理者	日額 <u>12,200円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、 <u>5,450円</u> ）	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> （投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、 <u>6,200円</u> ）
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> （投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、 <u>4,800円</u> ）	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、 <u>5,450円</u> ）
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	開票立会人	日額 <u>10,100円</u>
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される公職選挙法(昭和25年法律第100号)の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票(以下「選挙等」という。)について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

市長の給与の特例に関する条例の制定について

市長の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

市長の現任期に係る期間の給与を減額するため。

市長の給与の特例に関する条例

(給与の特例)

第1条 令和7年6月3日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期に係る期間（この条例の施行の日以後の期間に限る。以下「特例期間」という。）における給料の月額、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号。以下「条例」という。）別表1の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、同表に規定する額とする。

第2条 特例期間における基準日（条例第6条に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

契約の変更について

令和6年松戸市議会6月定例会議案第6号をもって議決された松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約について、次のとおり変更する。

令和7年6月18日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

契約金額

1	変更前の契約金額	4,986,702,915 円
2	変更後の契約金額	4,987,352,795 円
3	変更による増額分	649,880 円

提 案 理 由

整備対象教室の増加に伴い、空調設備の維持管理費用が増額したため。

1 事業名

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業

2 事業場所

松戸市立中部小学校ほか64小中学校（小学校45校、中学校20校）

3 整備対象教室等

普通教室、特別支援教室、校長室、職員室、特別教室のうち2,105室
（普通教室1室、特別支援教室6室、特別教室1室、計8室増加）
食堂・ランチルーム（中学校19校）

4 契約の相手方

松戸市金ヶ作58番地の15
松戸SAパートナーズ株式会社
代表取締役 高田 貞二

5 事業期間

平成28年3月23日から令和11年3月31日まで